

議員提出議案第2号

角田喜和議員に対する議員辞職勧告決議

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年3月23日

渋川市議会議長 望 月 昭 治 様

提出者	渋川市議会議員	中	澤	広	行
賛成者	同	山	内	崇	仁
	同	田	邊	寛	治
	同	石	倉	一	夫
	同	茂	木	弘	伸
	同	田	村	なつ	江
	同	田	中	猛	夫

別紙

議員提出議案第2号

角田喜和議員に対する議員辞職勧告決議

我々渋川市議会議員は、法令を遵守し市民の暮らしの向上に努めなければならない。

角田喜和議員は議事内容確認のため配付された「渋川市長の本会議における答弁の真偽に関する調査特別委員会」の校正中の委員会会議録の写しを、何ら個人情報保護の処理を講ずることなく無断で第三者に渡した。そして、その委員会会議録が第三者を通じてインターネットのブログに掲載され、結果、調査にご協力いただいた市民の方の個人情報が不特定多数に対し公開されてしまった。

渋川市個人情報保護条例第3条には「職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない」と規定されており、議会もその対象になっている。今回、角田喜和議員が関与した個人情報の流出は条例違反であり、渋川市議会議員として重大な責任がある。

また、角田喜和議員は所属する日本共産党市議団の広報紙「明るい渋川（2021年1月号）」に、あたかも渋川市議会の議会運営に法令違反があったとものとれる記事を掲載し市内に配布したが、渋川市議会の議会運営は法令にのっとり運営されており、何ら違反は認められない。このことについて再三にわたり記事の訂正を要請し、角田喜和議員の意思確認も行ったが、現時点において訂正されておらず、渋川市議会に対し謝罪も行われていない。

角田喜和議員のこうした一連の行動は、渋川市議会議員として著しく品位を欠くものと言わざるを得ず、市民の渋川市議会に対する信用を大きく傷つけた責任は免れることはできない。

よって、角田喜和議員に対し、渋川市議会議員として責任意識を欠いた行為を真摯に受け止め、自らの意思により議員を辞職することを勧告する。

令和3年3月 日

群馬県渋川市議会